

令和 6 年 第 2 回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和 6 年10月31日

筑西広域市町村圏事務組合

令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (10月31日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	4
開 議	4
新議員の紹介	4
仮議席の指定	4
諸般の報告	4
管理者提出議案の報告	4
議会運営委員会委員長の報告	5
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
選挙第1号 副議長の選挙	6
副議長当選承諾の報告	7
管理者の招集挨拶	7
一般質問	9
1. 仁平正巳君	9
2. 小倉ひと美君	16
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
監査委員就任の挨拶	25
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
閉会中の継続審査の申し出について	37
閉 会	38

令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和6年10月31日（木）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第9号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 認定第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について
- 日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（１９名）

１番	萩原剛志君	２番	仁平実君
３番	水柿美幸君	４番	森正雄君
５番	小倉ひと美君	６番	保坂直樹君
７番	土田構治君	８番	平陽子君
９番	小高友徳君	１０番	潮田新正君
１１番	林悦子君	１２番	稲川新二君
１３番	仁平正巳君	１４番	堀江健一君
１５番	秋山恵一君	１６番	榎戸甲子夫君
１７番	赤城正徳君	１８番	大里克友君
１９番	立川博敏君		

欠席議員（１名）

２０番	稲葉里子君
-----	-------

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた者

管 理 者	須藤茂君	副 管 理 者	小林栄君
副 管 理 者	大塚秀喜君	常 任 幹 事	矢口徹君
常 任 幹 事	西條豊二君	常 任 幹 事	小幡康君
会 計 管 理 者	菊池徳昌君	事 務 局 長	須藤正明君
事務局副局長 兼企画財政課 長	広瀬浩孝君	事 務 局 総務課長	田口俊幸君
事務局契約 管財課長兼 筑西遊湯館長	岡崎瑞穂君	事 務 局 企画財政課 副課長兼 県西総合公園 管理事務所長	北條正進君
環境センター 所 長	藤田英明君	消 防 本 部 消 防 部 長	市村正明君
消 防 本 部 消 防 部 長	高橋誠一君	消 防 本 部 総務課長	石島英明君
消 防 本 部 予 防 課 長	中山一美君	消 防 本 部 警 防 課 長	仁平昇君
消 防 本 部 管理統制課長	松田雅隆君		

職務のため出席した者

事務局副局長 島 村 信 之 君

事務局総務課主 事 菊 池 裕 樹 君

事務局総務課主 古 沢 梓 君

◎開会の宣告

○議長（稲川新二君） おはようございます。これより令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（稲川新二君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、20番、稲葉里子君の1名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○議長（稲川新二君） 初めに、桜川市議会議員の改選に伴い、新たに組合議員となりました方々をご紹介いたします。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願えれば幸いです。

島村副局長。

○事務局副局長（島村信之君） ご紹介いたします。

桜川市、萩原剛志議員、同じく仁平 実議員、同じく小高友徳議員、同じく潮田新正議員、同じく林 悦子議員。

以上でご紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○議長（稲川新二君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○議長（稲川新二君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（稲川新二君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第99号

令和6年10月31日

組合議会議長 稲川新二 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

令和6年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

(令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第9号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

認定第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（稲川新二君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る10月28日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、赤城正徳君。

〔議会運営委員会委員長 赤城正徳君登壇〕

○議会運営委員会委員長（赤城正徳君） おはようございます。議会運営委員会委員長報告を行います。

令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る10月28日、議長出席の下、議会運営委員会を開催した結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、選挙第1号 副議長の選挙についてであります。

日程第4は、一般質問についてであります。

日程第5は、議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第6は、議案第9号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

日程第7は、認定第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてであります。

日程第8は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、一般質問及び議案質疑の回数及び時間等については、議案質疑の時間は答弁を含め30分、総括方式のみの発言で3回まで、定例会における一般質問については45分とするものと決定いたしております。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（稲川新二君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（稲川新二君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定についてであります。

今般、組合議員になられた方々の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

島村副局長。

○事務局副局長（島村信之君） 議席を朗読いたします。

1番議席に萩原剛志議員、2番議席に仁平 実議員、9番議席に小高友徳議員、10番議席に潮田新正議員、11番議席に林 悦子議員。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲川新二君） 次に、会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に8番、平 陽子君、11番、林 悦子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（稲川新二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号 副議長の選挙

○議長（稲川新二君） 次に、日程第3、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に稲葉里子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました稲葉里子君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました稲葉里子君が当選されました。

ただいま副議長に当選されました稲葉里子君に対して、組合会議規則第30条第2項の規定により当選の旨を告知するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（稲川新二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎副議長当選承諾の報告

○議長（稲川新二君） 稲葉里子君に当選の旨を告知したところ、承諾を得ましたので、報告いたします。

◎管理者の招集挨拶

○議長（稲川新二君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、桜川市議会選出の組合議員の改選に伴い、先般開催されました桜川市議会臨時会において組合議員に選出されました萩原剛志議員、仁平 実議員、小高友徳議員、潮田新正議員、林 悦子議員におかれましては、今後も当組合の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、組合の事務事業について報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館につきまして、令和6年度上半期の利用者総数は10万4,654人、前年同期比で5.5%の増となり、新型コロナウイルスの影響により減少した利用者数は回復傾向にあります。今後もよりよい憩いの場を提供できるよう注力してまいります。

次に、県西総合公園につきまして、令和6年度上半期の来園者総数は15万7,386人、前年同期比で3.5%の増となっております。また、茨城県の事業として、敷地内における駐車スペース増設及び樹木の剪定工事を予定しております。今後も適切な運営管理に努めてまいります。

次に、環境センターでございます。まず、し尿処理施設につきましては、令和6年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は1万8,050トン、前年同期比で3.9%の増となっております。

次に、ごみ処理施設につきましては、令和6年度上半期のごみの搬入量は2万8,820トン、前年同期比で1.27%の減となっております。また、基幹的設備改良工事につきましては、2号炉の整備が完了し、本日引渡しとなっております。全工程に対する進捗率は70.5%に達しております。今後も施設の長寿命化を図り、圏域住民の生活環境における安心の確保に努めてまいります。

次に、きぬ聖苑につきましては、令和6年度上半期の火葬件数は1,324件、前年同期比で0.6%の増となり、過去最高に近い火葬件数となっております。斎場利用につきましても、利用者総数は188件、前年同期比で20.5%の増となっております。また、本年度から指定管理者制度を導入しており、これまでのところ問題なく管理されております。今後も遺族や会葬者の方々に配慮した対応を心がけてまいります。

次に、消防関係でございますが、令和6年度上半期における広域管内の火災は48件、前年同期比で4件の増、そのうち建物火災は30件であり、同じく前年同期比で4件の増となっております。また、全国的な猛暑の影響から広域管内では雷雲が多く発生し、落雷を原因とする建物火災が調査中のものを含め10件発生しております。なお、落雷から火災被害を発生させないための予防策を検討しており、11月9日に消防本部において、茨城県警や自衛隊の協力を得て防災教室を開催いたします。

続いて、救急出場件数につきましては5,118件、前年同期比で264件の減、1日当たりの平均で28件の出場となっております。救急においても、猛暑の影響を受け、熱中症により185名が搬送されており、前年同期比で3件の増となっております。また、救助出場件数は83件、前年同期比で6件の減となっております。その他では、大規模・複雑化する各種災害の対応に万全を期すべく、災害現場の状況を構成市の災害対策本部等とリアルタイムで映像の共有できる映像伝送システムを導入し、10月から正式に運用を開始したところです。

そして、消防本部の重要施策でありました桜川消防署庁舎建設事業につきましては、令和6年6月に完成し、7月11日に竣工式を行いました。ご協力を賜りました関係各位に、改めて御礼を申し上げます。今後は、筑西広域東部地域の災害対応策拠点として、あらゆる緊急事態に備えてまいります。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。人事案件、補正予算が各1件、令和5年度一般会計決算認定1件の合わせて3件でございます。

議案等の内容及び提出理由など詳細につきましては各担当から説明させますので、十分にご審議をいただき、ご賛成賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（稲川新二君） 次に、日程第4、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての議員の発言は、答弁を含め45分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

また、議案質疑については、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、通告順に従い発言を許します。

13番、仁平正巳君。

〔13番 仁平正巳君登壇〕

○13番（仁平正巳君） おはようございます。13番、筑西市の仁平でございます。総選挙も終わり、政権与党の過半数割れという結果に一喜一憂された方も多いと思いますが、今年もあと2か月余りとなりまして、本当に月日のたつのは早いものでございます。18万5,000人の筑西広域圏民の日々の生活の安心安全、そして福祉の向上のために、私たちも議員としてしっかり取り組んでいかなければならないと改めて考える今日この頃であります。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。まず初めに、各施設の管理運営についてお伺いをいたします。筑西広域市町村圏事務組合では、今さら言うまでもありませんが、消防署をはじめ環境センター、し尿処理施設やきぬ聖苑といった圏域住民にとって日々の生活に欠かすことのできない様々な施設の管理運営等を担っておりますが、その管理と運営方法については非常に複雑で、例えば包括管理委託、指定管理者制度、運営管理委託といった様々な手法によって管理運営をしているのが現状であります。そこで、各種管理運営方法のメリット、デメリットがあると思いますが、なぜおのおのの施設の管理運営にそれらを採用したのかを改めてお伺いいたします。

あとは質問席にて続けてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君の質問に答弁願います。

須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 仁平議員さんの質問にお答えしたいと思います。

当組合が管理する施設につきましては、より効率的、効果的な管理運営を行うために、民間事業者のノウハウ等を活用した業務委託を行っているところでございます。今後それぞれの施設の性質、あるいは業務内容に適した運営の在り方を検討してまいりたいと考えているところでございます。詳しくは、事務局長に説明させたいと思います。

以上です。

○議長（稲川新二君） 続いて、須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） それでは、仁平議員さんの質問にご答弁いたします。

現在、当組合では業務委託、包括管理委託、指定管理者制度の3つの形態により施設の管理運営業務を委託してございます。まず、業務委託でございますが、業務の一部を委託するもので、契約の範囲内、仕様書のとおり管理を委託するものでございます。この形態を採用している施設といたしましては、ごみ処理施設、リサイクルプラザ及び筑西遊湯館がでございます。これらの施設では、各施設の保全等に高度かつ専門的な技術を必要とし、設備に精通していることが求められることから、委託を行っております。

次に、包括委託でございますが、性能発注、複数年契約により複数業務を一括して民間事業者に委託するものでございます。この形態で委託している施設といたしましては、し尿処理施設がでございます。これまでの施設管理は、故障は発生した際の事後対応が多く、この場合、突発的なトラブルによる機能停止のリスクを抱えるものとなります。そのため、予防保全や計画修繕への転換を図るとともに専門的な技術管理者を配置することで、安定した施設管理を実現するものでございます。

最後に、指定管理者制度、こちらにつきましては、自治体の条例や仕様書、協定書の範囲内で、利用ルールやサービス内容を指定管理者が決定することが可能となります。この形態で委託している施設といたしましては、きぬ聖苑がでございます。令和6年度から導入いたしました。その理由としましては、管理者の権限である施設の使用許可等、こちら民間事業者に行わせることが可能となりまして、その際、迅速な対応が可能となるほか、専門的なノウハウを活用して住民のサービス向上や費用対効果を図るためでございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） ちなみに、先ほど説明がありましたきぬ聖苑は本年4月より指定管理者制度を導入いたしました。半年が経過し、利用者の評価及び経費効果についてどのように移行したのかお尋ねいたします。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

まず、きぬ聖苑の利用者評価でございますが、施設内に設置しました投書箱、こちらにお気づきの点などをお寄せいただいているところでございます。これによりますと、主に施設のバリアフリー化や暑さ対策等へのご要望をいただいているところでございます。

次に、経費効果でございます。現時点では決算ベースでの比較ができませんので、令和5年度と6年度、当初予算ベースの比較で申し上げます。指定管理委託料に相当する経費で1,239万8,000円の減、職員の人件費、職員が要らなくなった分でございますが、ここにつきましては1,942万1,000円の減、合わせまして3,181万9,000円の減となっております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） 確実に効果が出ているように感じました。

それから、環境センターの基幹的整備工事の進捗工事については、先ほど全協において説明を受けましたが、たしか以前改良工事が完了した後は、環境センターの管理運営は何らかの管理者制度を導入すると説明があったように記憶しておるのですが、その点についてはどうなのでしょう。

そしてまた、その場合、委託料は相当大きくなると思うのですが、どのような金額を想定しているのかお伺いをいたします。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

今後の環境センターの委託形態につきましては、現在検討中でございます。し尿処理施設同様の包括管理委託の導入が可能かどうか、管理制度や委託料も含め、こちらを今現在各データを集め、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） 実は以前、し尿処理施設の管理委託については、何か随分執行部から唐突に、急いで導入に踏み切ったような記憶があって、議会には十分かつ丁寧な説明がなかったと私は感じておりました。金額も大きい事業であることから、事前に本件については十分かつ丁寧な説明を望みます。この件については、答弁は結構です。

それから、環境センターの附帯施設として整備された筑西遊湯館について伺いますが、遊湯館は先ほど上半期の数字が出ておりましたけれども、平成15年4月にオープンして21年が経過し、累計入館者数は本年9月末現在411万3,000人、令和5年度は1日平均約600人、年間約18万3,000人の入館者であります。ちなみに、類似施設のあけの元気館はオープン以来24年目で、累計入館者数640万人、1日平均約710人、年間約23万人の入館者であります。遊湯館は、オープン以来コスモスポーツという会社に運営委託をしておりましたが、この会社は新聞によりますと本年5月10日に解散し、複雑な経過で

ヤマト精機という会社に移譲されたと聞き及んでおりますが、この件について何か問題はなかったのか。今後どのようにする考えか。あるいは別な運営方法は検討したのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

筑西遊湯館の委託先に問題がないかとのご質問にご答弁いたします。まず、契約関係についてご説明いたします。昨年度当初に、株式会社コスモスポーツと運営管理委託契約を締結いたしましたが、今年の1月4日に株式会社ツバメに社名が変更されるとともに、新たに設立した会社、こちらに事業が承継されてございます。その新会社の社名が、株式会社コスモスポーツでございます。両社の社名は同じであります。別の法人格を持った会社でございます。なお、旧コスモスポーツである株式会社ツバメにつきましては、今年8月に東京地裁から特別清算開始命令を受けたとの新聞報道がございましたが、新会社に事業が承継された1月4日以降は、当組合との契約関係はございません。なお、今年度につきましては、新会社である株式会社コスモスポーツと契約を行っております。

委託先の検討につきましては、旧会社から新会社へ事業が承継される際、スタッフも引き続き雇用されており、業務内容や施設の管理に精通していることや、広域圏内に所在する事業者であるということなどを考慮したところでございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） この際、私は遊湯館もきぬ聖苑同様、指定管理者制度を導入すべきと考えます。なぜならば、現在の委託先は登記上、先ほど説明がありましたけれども、非常に不透明で、専門業者ではないのではないかと私は想像します。やはりこのような公の施設の管理運営は、その分野にたけた信用と実績のある事業者が運営すべきと考えますが、私の資料をちょっと見てみますと、先ほど説明がありましたツバメという会社も出てきましたけれども、株式会社コスモスポーツという会社が、株式会社コスモスポーツというふうになっているのです。それで、会社法では、1円から株式会社は設立は可能です。ですから違法ではありませんが、今の時代にこういう会社が資本金1万円。私は、あえてたったのと表現させていただきますが、資本金1万円。発行済み株式の総数は1株。そして、会社の目的を調べてみますと、スポーツに関連する施設の経営、これはこれでいいと思うのです。ここからが問題なのです。食堂喫茶の経営、衣料及び衣料附属品の販売、生命保険の募集及び損害保険代理業、出版物の販売、警備業、古物商、こういうふうなうたてであるわけです。

こういうことを鑑みますと、非常に複雑というか、コスモスポーツという会社がコスモスポーツになったと。この時点で、もう何かおかしいのではないですか。しかし、新聞によりますと、解散をされた会社がまたコスモスポーツになったと。こういうことで、やっぱり18万5,000人の圏民の生活に密着する遊湯館なのですから、もう少し信用のある会社にはこれは任せるべきだと。私は、どこと言って

いるわけではありません。ですから、指定管理者制度に移行すべきと思うのですが、管理者、いかがでしょう。

○議長（稲川新二君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 新会社は、長年培われた名称がいいということで、同じような名前を使っていると認識しているところでございますし、新会社につきましてもしっかり調べさせていただいた関係上、今後のコスモスポーツの運営についてはしっかり運営できると思っておりますので、任せるところでございます。

以上です。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

指定管理者制度を導入すべきではないかというご質問でございますが、現在指定管理者制度の導入に向けて募集要項や仕様書等の準備をしているところでございます。導入時期につきましては、令和8年度を予定してございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） それで、筑西遊湯館の運営についてクレームをつけるつもりはありませんけれども、もう1点ご指摘をさせていただいております。

実は、筑西遊湯館の料金システム、非常に複雑なのです。それで、私も実際に利用させていただきましたけれども、どこが複雑かといいますと、初めてのお客さん、私は65歳以上ですけれども、なぜ住所、氏名、連絡先、この個人情報、今一番世の中でうるさいことなのですからけれども、紙に記入して提出しなければならないのです。私、私的なことなのですからけれども、サウナ施設県内いろんなところを歩いていますけれども、温浴施設で初めてのお客さんに住所、氏名、連絡先を聞く施設なんか一件もありません。私の個人情報は何に利用されているのですか。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 個人情報を聞かれたということでございますが、この件につきましてはコロナ禍、コロナウイルス感染があった時代に、感染が拡大されたときに、いわゆるクラスター、これが発生したときのために必要と認めて住所等を確認させていただいたところではございますが、現在コロナも5類になったことから、この点につきましては速やかに改善させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） それから、先ほど令和8年度から指定管理者制度を導入するという方向性お伺いしましたけれども、この点についてはやはり公の施設ですので、繰り返しますけれども、その分野にたけた信用と実績のある事業者が運営すべきと思いますが、この件はプロポーザルをするのか、

入札をするのか、また違う方法であるのか、その点について伺います。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

契約の形態につきましては、プロポーザルを予定しております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） ありがとうございます。

次に、消防行政についてお尋ねをいたします。令和5年度版の消防年報を見ますと、広域圏内の火災件数は年間107件、前年度と比較しても15件の増となっております。そのうち建物火災が51件、車両火災が13件、林野火災が2件、その他の火災が41件で、死者数及び負傷者の数も増加しております。そういう中で、消火活動について、いわゆる常備消防、消防署と消防団の間で活動内容は違うのかどうか。例えば本体消防活動と延焼防止といったすみ分けがあるのかどうか伺います。

○議長（稲川新二君） 市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） 仁平議員のご質問にご答弁いたします。

消防団と消防署の活動の違いでございますが、消防の活動は消火活動のほかにも様々な活動がございます。ここでは、活動機会が最も多い一般的な建物火災における活動についてお答えをいたします。消防団と消防署の活動に大きな違いはございません。火災が発生した場合、消防団は自宅や職場から火災現場へ出動するのに対しまして、消防署は常備消防ですので、勤務先の消防署や各分署から出動します。通常は常備消防が現場へ先に到着し、消火活動にあたっております。しかし、状況によっては消防団が先に火災現場に到着し、消火栓や防火水槽などから放水活動をして、後から到着する常備消防を支援することもあり、消防団と常備消防が常に連携を図りながら対応している状況でございます。強いて活動の違いを申し上げますと、逃げ遅れた方の救助や高い場所での作業など、より危険を伴う特殊な活動につきましては、特殊な資機材を装備した常備消防の隊員が担当しております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） 近年、全国的に消防団の成り手不足が顕著に見られているようですが、広域圏内においてもご多分に漏れず、実際の名簿登録上の人数は確保ができていても、日中は勤め先に行っていて地元にはいない団員が多いと聞き及んでおります。そのような状況で、火災現場において団員不足といった事態に陥っていないか。消防署の活動は火災だけではありませんけれども、火災に限って質問させていただきますけれども、団員不足でそういう業務が滞ることはなかったかどうか伺います。

○議長（稲川新二君） 市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） ご答弁いたします。

筑西市の消防団を例に挙げますと、火災が発生した場合は、あらかじめ定められた消防団の出動区域に基づき、一定数の消防団員が現場に集結して、車両や資機材等を最大限活用して被害の軽減を図っております。こうした消防団の活動により、常備消防としても消火活動のほか救助活動など専門的な活動に従事することができております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） 確認ですが、先ほど10カ年計画を説明されましたけれども、消防職員の条例定数は330人で、現員、現在301名、そのうち女性6名で間違いないかどうかお願いします。

○議長（稲川新二君） 市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） 答弁いたします。

消防職員の条例定数は330人、現員301名で間違いございません。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） それでは、この人数で年々増加傾向にある広域消防本部の業務の対応が十分果たしているのか。私は消防団員不足の状況も鑑み、消防職員をもっと積極的に増員すべきと思いますが、これは計画書をちょっと見落としているかもしれませんが、人員の計画はどのようになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（稲川新二君） 市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） 答弁いたします。

現在の職員数は301名で、条例定数より29名不足をしております。条例定数330人は、再任用制度や定年延長により60歳以上の職員が増加することで、火災活動に影響が及ばないようにすることや、男性の育児参加など長期休暇対策として330名にしたところでございます。また、毎年新規職員を計画的に採用して段階的に増員しながら、令和16年度に330人にするため、令和4年2月17日に改正したものでございます。今年度301名のうち、60歳以上の職員は5名、長期休暇者も発生しておりますが、現場で活動する人員等に不足等はございません。これからも定年延長や育児、介護休業などの影響を最小限に抑えながら、専門職の養成、消防車両や職員の適正配置などを図ることで、住民の皆様には毎年安定した消防救急サービスが提供できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） もう既に皆さんも分かっているとおり、消防署の活動というのは火災以外にも救急活動、それから災害対応、もう多岐にわたるわけです。それで、住民の安心安全のために、日夜24時間365日体制で、もちろん消防団の方もそれなりに対応しているのは存じております。しかし、やっぱり専門職の消防署員が多くなないと、これからの災害、火災には十分対応できないのではないかと

など私は思うのですが、条例定数で決められてはいますけれども、専門職を増やすほうがいいのではないかと私は思います。全国的に消防団の縮小が今進んでいる、現実には状況でございます。聞くところによりますと、桜川市なんかも消防の縮小が計画されていると聞き及んでおりますけれども、この消防署専門職を増やすことに関して管理者はいかが考えますか。

○議長（稲川新二君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） まず、消防団員のほうでございますけれども、840、50名欲しいところ、現在750名台で推移しているところでございます。消防団につきましては、新聞を読みますと外国籍の方、外国人の方も採用している地域もあるように聞いておりますので、今消防団長はじめ一生懸命、例えば筑西市ですけれども、その中の筑西市といたしましても消防団員に奨励金を差し上げて、しっかりと来年度やっていきたいと思っております。

あと、消防署員のほうでございますが、330名のところ301名でございます。今言いましたように、330名に向かってしっかりと人数的に増やしていきたいと思っております。それは確実にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） 余談になりますけれども、消防団員の年頭にどこの市町村でも行われている消防団出初め式、県西地域で外でやっているのは筑西市と古河市だけで、あとは表彰等は屋内でやっている。これは広域の質問に値しない質問ですけれども、私筑西市の議会でも申し上げましたけれども、そろそろ筑西市もそういうふうに変えていってほしいなど。答弁は結構です、分かっていますから。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲川新二君） 続きまして、5番、小倉ひと美君。

〔5番 小倉ひと美君登壇〕

○5番（小倉ひと美君） 皆様、おはようございます。議席番号5番、小倉ひと美でございます。本日は、市民の皆様からいただきましたご意見、ご要望を基に、また私自身が感じたことを質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年の夏も本当に暑い夏でした。6月から8月の全国の平均気温は、平年に比べ1.76度高く、これまで最高だった昨年と並び、統計のある1898年以降で最も暑かったそうです。その暑い夏が終わり、やっと過ごしやすい季節がやってきたかと思えば、日中は暑く朝晩は冷え込むので寒暖の差が大きく、体調管理が難しい気候となってしまいました。日本の美しい四季がなくなりつつあることを、ここ数年実感しております。このような気候の変化は、地球温暖化の影響ではないと言われております。地球温暖化の進行を食い止めるために、今私たちができることを考え、一人一人が小さなことから取り組んでいくことが重要ではないでしょうか。

それでは、早速質問に入らせていただきます。初めに、ヒロサワ県西公園について伺います。先ほども申し上げましたが、このところ夏の暑さが異常です。そこで、公園内での熱中症による搬送状況について、搬送件数と推移を伺います。

あとは質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君の質問に答弁願います。

須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） それでは、小倉議員の質問にご答弁申し上げます。

県西総合公園内での熱中症による搬送件数と推移でございますが、過去３年間で申し上げますと、令和４年度が６件、令和５年度はゼロ件、令和６年度は１件となっております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○５番（小倉ひと美君） では、その中で各種大会等開催時の搬送件数はどうなっているのでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

各種大会の開催時の状況でございます。ただいま申し上げた熱中症による搬送は、全てテニス大会が開催されたときのものとございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○５番（小倉ひと美君） では、熱中症対策どのようなものを行っていたのでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

熱中症対策はどのように行っていたのかとのご質問でございますが、大会当日は朝から管理棟ホール、洋室及び和室のエアコンを稼働させまして、クールダウンできるスペースを確保してございます。また、大会の主催者との打合せの際に、熱中症対策についての徹底をお願いするとともに、消防本部とも日程情報の共有を行ってございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○５番（小倉ひと美君） そうしたクールスペースなどを確保したということで、搬送件数令和４年に比べて令和６年減っているのかなと思います。今後も暑さが予想されますので、こういった熱中症対策、また開催者への注意喚起などを徹底して、安全にスポーツ楽しめるようにお願いいたします。

では、次に夏の暑さ対策の一つにもなり、夏の間の子供たちの人気の遊び場である公園内のじゃぶじゃぶ池について伺います。こちらの場所の維持管理費はどのくらいなのでしょう。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

維持管理費でございますが、令和5年度の合計額は16万2,540円でございます。内訳といたしましては、じゃぶじゃぶ池の定期洗浄作業、こちらが13万2,000円、水質検査代が1万6,500円、薬品代が1万4,040円でございます。なお、運営管理につきましては、公園職員が職務の一環として行っておりますので、じゃぶじゃぶ池の運営に関しまして職員の増員や管理業務委託などの経費は発生してございません。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） では、こちらのじゃぶじゃぶ池運営するにあたり、苦勞していることは何かあるのでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） お答えします。

じゃぶじゃぶ池の運営にあたって特に注意している点でございますが、まず水質保全でございます。毎日水槽に水をためまして、ポンプにより循環させており、また残留塩素濃度が基準値以上となるよう定期的に測定を行っております。そのほか転倒防止のために滑り止めのゴムチップを塗装してございますが、こちら毎日清掃を行いながら点検に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） こちらの施設、維持管理費16万円ほどということで、すごく夏場子供たちの人気の遊び場として大いに役立っていると思います。また、こちらの運営をするにあたり、水質や転倒防止のためにいろいろ毎日掃除されたり点検をしてくださっているということで、本当にこの施設はなくてはならない、今後も続けていただきたいなと思います。こちらじゃぶじゃぶ池、何か今後の改善策とかは、考えていることはあるのでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

今後の改善策でございますが、毎日点検、清掃、水質測定を行うことで現状を維持しながら、不備の早期発見、対応等、事故を未然に防止できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） このじゃぶじゃぶ池は、県西公園は木陰などもあり、保護者も木陰で休みながら、子供たちが楽しく水遊びをする姿を見守っていただけるというところで、夏の暑い日でも家族連れ、特に夏休み中なんかはお子様を連れて遊びに来る、お子様を遊ばせるのにすごく最適な場所

すので、今後も子供たちが安全、安心して遊べる場の提供をお願いしたいと思います。

では、次に今後の暑さ対策についてということで、これからも暑さがさらに厳しくなることが予想されますが、公園としては今後どのような暑さ対策を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

今後の暑さ対策についてでございますが、公園といたしましては今後どのような暑さ対策を考えているかということです。まず令和6年9月10日、管理棟ロビーが気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターに指定されてございます。これによって、4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までの開園日において、暑さなどにより体調不良を感じた際に一休みできる施設として提供することとなります。こちらを広く周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） 管理棟のほうでクーリングシェルターということで、利用者の方に今後も、来年の夏などもお知らせしていただき、公園に来た方が安心して過ごせる場所となるようお願いいたします。また、最近はミストなども有効だと言われておりますが、こういったものも考えていただければありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、次に地球温暖化の進行を食い止めるために重要なCO₂削減について伺います。環境センターのごみ処理施設基幹的設備改良工事の目的は、施設の延命化とCO₂排出量削減です。その工事の進捗状況について質問をさせていただこうと思っておりましたが、先ほどの全員協議会で詳しくご説明いただき、工事は順調に進んでいるとのことと安心していたしました。今後も工事完了までの間、進捗状況等随時ご説明いただけますようよろしくお願いいたします。

さて、CO₂削減ということで、CO₂削減には全てをごみとして捨ててしまうのではなく、分別することでごみの量を減らすことができるため、リサイクルの推進も重要かと思います。そこで、各構成市のリサイクルの取組について伺います。まず、筑西広域市町村圏事務組合では、各構成市のリサイクル状況についてどの程度把握しているのか伺います。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

構成市におけるリサイクル状況について、組合ではどの程度把握しているかのご質問でございますが、当組合では毎年度一般廃棄物処理実施計画を作成しておりますが、その際、構成市から一般廃棄物処理計画が提出されておりますので、それによって構成市のリサイクル状況について把握してございます。その主な内容でございますが、ペットボトル、乾電池につきましては3市とも同じ方法で環境センターへ搬入されておりますが、その他の品目につきましては取扱いに相違点があるということとを認識してございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） ペットボトルと乾電池は3市とも同じ方法でやっているということで、それ以外は構成市がばらばらということで、今後各構成市でこのリサイクル状況が統一された場合、筑西広域市町村圏事務組合で引き受けるというお考えがあるのか伺いたと思います。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

現在、白トレイやプラ容器につきましては、令和4年に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法に対応するため、組合と構成市との間で廃棄物担当者会議、こういったものを定期的に開催いたしまして、分別収集など対応の統一やリサイクル事業者への引渡し方法などについて検討を進めているところでございます。その取扱いが統一された場合には、環境センターにて受け入れてまいりたいと存じます。なお、受入れ場所等につきましては、現在基幹的設備改良工事に伴う外部搬出用のストックヤードがございますので、こちら工事完了後に利用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） 統一された場合は事務組合のほうで引き受けるということで、もう一つ伺いたいののが、議員研修のときに見せていただいたときに、環境センターへ搬入される可燃ごみも各構成市でばらばらでしたが、こちらのほうについてはいかがでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

構成市から環境センターに搬入される際のごみの状況についてご説明申し上げます。まず、可燃ごみ及び不燃ごみにつきましては、指定ごみ袋を採用しているかどうかの違いはございますが、搬入されたごみの状況は、基本的には同一でございます。

次に、粗大ごみにつきましては、筑西市及び結城市のものは環境センターに持ち込まれておりますが、桜川市のものは市が独自に収集している、こういった状況でございます。

いずれにしても、環境センターといたしましては、搬入されるごみが適切に分別された状態であれば、特に問題がないというふうに考えてございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） では、先ほどリサイクルの件で、各構成市で統一された場合は事務組合で引き受けるというお考えがあると伺いました。

では、各構成市の市長がいらっしゃいますので、それぞれに伺いたしたいと思います。各構成市で、今後リサイクルの足並みをそろえるというお考えがあるのか伺いたしたいと思います。

○議長（稲川新二君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 3市でも環境センターのほうに搬入し、そしてそこで再資源化されるもの、そして民間へ売るもの等がございますが、3市によっては、物によっては市の利益になるものもありますので、一概としてこれ全部収めてくださいというふうにはなかなかいかないというふうに考えているところでございます。今後につきましては、3市ともよく相談してやっていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（稲川新二君） 続いて、小林副管理者。

○副管理者（小林 栄君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

構成市でリサイクルの足並みをそろえる考えはあるのかという点でございますが、まず結城市のリサイクルにつきましては、ペットボトル、茶瓶、透明瓶、他の色の瓶など、資源物の一部を筑西広域市町村圏事務組合環境センターに搬入しておりますが、アルミ缶やスチール缶、紙類などは独自ルートによりリサイクルを行っております。これは、構成市がそれぞれ独自に行ったほうが効率的、効果的であるからと理解をしております。したがって、足並みをそろえるか否かにつきましては、構成市及び環境センターと協議しながら柔軟に対応していくべきと考えております。

なお、令和4年4月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集等が求められていることから、新たなリサイクルの枠組みとして、現在構成市及び環境センターで協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 続いて、大塚副管理者。

○副管理者（大塚秀喜君） 桜川市のリサイクルの現状を申しますと、可燃物ごみ集積所、同じ場所、または大きな地区でもほぼ1か所、可燃物集積所とは違う広い場所にリサイクルステーションを設け、月1回の隔週の日曜日に集めております。資源ごみ12点のほか、不燃物、有害ごみを一度に集めることから、人、資源、ごみ等が多く集まるため、地区ではリサイクル分別員を持ち回りで選任し、籠の準備と分別仕分指導を行っております。これにより、地区の分別意識の徹底と、コミュニケーションの場としてつながっております。集められたリサイクルごみは、委託業者が回収を行い、再資源化事業者や環境センターへ搬入し、市はリサイクルごみの収集量と売却額を管理し、要綱に基づいて各地区の収集量に応じて全て還元しております。また、この情報を公開し、地区間の競争効果を高めるとともに、リサイクル意識の向上につなげております。したがって、リサイクルの足並みをそろえることにつきましては、市民の理解が必要不可欠であり、構成市、環境センターと協議の上、慎重に対応していくべきと考えております。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく新たな製品、プラスチック回収等については、その実施に向け協議を進めているところでございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） ありがとうございます。今後リサイクルのさらなる推進に向け、構成市、組合と柔軟に協議し、対応していただけるとありがたいと思います。プラスチックに関しても、リサイクル推進させるために検討、協議してくださるということで、今後しっかりと協議していただき、各構成市でリサイクルがさらに進み、ごみの減量化や再資源化が進むことを期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、最後に筑西遊湯館について伺いたいと思います。昨年議員研修のときに遊湯館を見学させていただき、充実したプール施設、トレーニングルーム、研修室や和室、そしてサウナや露天風呂のあるお風呂もあり、とても素晴らしい施設だと思いました。そこで、先日家族で利用させていただきました。実際に利用してみると、プールは25メートルプール、お子様向けの滑り台付きの水深が浅いプール、気泡が出てくるプール、この気泡が出てくるプールは立ったまま入れる水深が深いもの、座って入れるもの、寝ながら入れる水深の浅いもの、屋外のベランダにあるもの、そして水温もプールと同じ水温からお風呂に近い温かなものまで本当に充実していて、泳ぐだけではなくリラックスできる施設で、大変満足いたしました。

しかし、少し不便なところもございましたので、質問をさせていただきます。まず、プールとお風呂を行き来する場合、更衣室で着替えなければ移動することができません。ぬれた水着をやっと脱いで洋服に着替え、お風呂へ移動し、また洋服を脱がなければなりません。大人はまだしも、小さなお子様を連れている親御さんなどは、子供の水着を脱がせたり、また洋服を着せたりと本当に面倒で、こちらは前回利用したとき、プールから上がり着替えたからお風呂に行くのが面倒になってしまい、残念ながらお風呂の利用はしませんでした。

そこで、プールからお風呂へ、お風呂からプールへと移動するときに、軽く水分を拭き取り、館内着を羽織るだけで移動ができれば、利用者の利便性がさらに向上すると考えます。また、大広間でくつろぐ際にも、館内着はとても便利だと思います。館内着の貸出しを行うことはできないのでしょうか。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

館内着の貸出しにつきましては、何でも着替えをせずに館内を自由に移動できること、特にプールとお風呂の間の移動が不便なことからのご意見と存じます。現在筑西遊湯館では、1日の入館者が少ない日で約500人、多い日になりますと、約900人から1,000人ございます。これに対応するための館内着の作製からクリーニング代等、こちらを考えますとコスト面で厳しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） なかなか厳しいということで、しかし利用者の方の利便性を考えると、こういったものがすごく便利かと思います。また、1日いられる施設でもあるので、こういったのを

う一度検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、次に大広間の利用について質問をさせていただきます。前回遊湯館を利用した際、午前中から利用したので、お昼をどうするのかという話になりました。デリバリーの注文や外出もオーケーだったのですが、すぐにお昼が食べたかったので、その場ですぐに食べられないことにととても不便を感じました。せっかく広々とした大広間があるので、こちら残念ながらあまり活用されていないことが非常に残念に思いました。こうしたお風呂やプールのある施設というのは、1日のんびりとくつろげる施設でもあることから、今後この大広間の活用が大きな課題であると感じました。

この大広間に関しては、昨年10月の第2回定例会で土田議員が質問されていましたが、この質問を受け、食べ物の持込みや、冷食やスナック菓子の自販機の設置など、どのように検討されているのか伺いたいと思います。

○議長（稲川新二君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） ご答弁申し上げます。

現在、月に数回ほどですが、試験的にキッチンカーに来ていただいておりますので、そこで購入したものを大広間で食べていただけるよう対応しているところでございます。

また、大広間を有効活用するため、昨年度末にストリートピアノを設置し、どなたでも自由にピアノが弾けるような状況になってございます。さらには、プールやお風呂を利用されない小さなお子様などが遊べるよう、ちょっとした絵本やおもちゃ等を設置しておりましたが、新たにベビーベッド2台を設置させていただき、おむつを替えたり寝かせたりできるよういたしました。今後につきましても、利便性の向上を心がけ、対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） 大広間も一応活用を考えてくださっているということで、ぜひ食べ物の持込みや冷凍食品の自販機、こちらはすごく便利ですので、その場で買ってすぐ食べられるというのがやはり一番便利な方法かなと思いますので、そのご検討をお願いしたいと思います。

また、先ほど仁平議員の質問で、指定管理者制度を令和8年度から行いたいとありましたので、指定管理者制度になればこういった面もまた変わるのかなとも思いますが、それまでの間やはり利用者がさらに便利に、そして新規で利用する方がさらに増えるように、細かなことではありますが、こういったものを改善していただくことで、さらに利用する方が便利に使える施設になると思いますので、こちらよろしくお願いします。今後この大広間が活用され、お昼どきにはあそこの大広間でたくさんの方がくつろいだりお昼を食べたりしている場所となることを期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問は終わります。丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（稲川新二君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（稲川新二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第 5、議案第 8 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、潮田新正君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔10番 潮田新正君退場〕

○議長（稲川新二君） それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 議案第 8 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて説明申し上げます。

当組合監査委員として、組合同規約第15条第 2 項の規定により、下記の議員を選任することについて、地方自治法第196条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 桜川市真壁町長岡559番地

氏 名 潮 田 新 正 議員

生年月日 昭和24年12月16日生まれでございます。

本議案は、任期満了となっております当組合の監査委員につきまして、潮田議員を選任することについて議会の同意をお願いするものでございます。

参考といたしまして、裏面には経歴を載せておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲川新二君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。潮田新正君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、潮田新正君が監査委員に選任されました。

潮田新正君の除斥を解きます。

〔10番 潮田新正君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長（稲川新二君） ただいま監査委員に選任されました潮田新正君のご挨拶をお願いいたします。

〔10番 潮田新正君登壇〕

○10番（潮田新正君） 皆さん、おはようございます。ただいまは監査委員の選任につきまして皆様方の同意をいただきましたこと、本当にありがとうございます。今後は、代表監査委員であります立川委員と共に頑張ってまいります。しっかりと職務を全うする所存でありますので、どうか皆様方のこれからのご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第6、議案第9号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

○事務局長（須藤正明君） 議案第9号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和6年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,944万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,767万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区別及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年10月31日提出でございます。

今回の補正予算につきましては、今年度当初の人事異動に伴う環境センターの人件費の増額補正及び同じく環境センターの溶融施設、灰溶融炉電気設備改修工事の契約額確定に伴う精算補正、そのほかに債務負担行為の設定をお願いするものとなっております。

最初に、4ページ、5ページをお開きください。第2表、債務負担行為の設定です。これら22の案件につきましては、令和7年度当初から業務等が開始されるため、今年度中に契約等の事務処理が必要となることから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

①、館内定期清掃業務委託、②、水質分析業務委託は筑西遊湯館の業務で、期間は令和7年度、2本の合計額は663万2,000円。筑西遊湯館を快適に利用していただくための館内清掃及びプール、浴場等の水質分析となります。

③から⑩は、県西総合公園の業務でございます。そのうち③から⑧は植栽管理業務委託で、期間、令和7年度、限度額、6本の合計で1,383万5,000円でございます。来園者が快適に利用できる環境を整えるため、6区画に分けた植栽管理となります。

⑨、夜間及び年末年始受付業務委託、⑩、クラブハウス内及び貯水槽清掃業務委託は、期間、令和7年度、限度額は2本の合計で576万5,000円でございます。職員の不在時である夜間及び年末年始の受付業務と、クラブハウス内及び飲料水貯水槽の清掃業務となります。

次に、⑪から⑲までの9本は、環境センターの案件となります。⑪、主電極購入（前期分）、⑫、補助電極購入（前期分）は、期間、令和7年度、限度額は合計で1,738万円でございます。ごみ処理施設の灰溶融炉において熱量を上昇させるため、アーク放電に使用する電極の購入でございます。

⑬、事業系透明ごみ袋作製業務、⑭、エレベーター保守点検業務委託、⑮、植栽管理業務委託及び⑯、庁舎清掃業務委託は、期間、令和7年度、限度額は4本の合計で1,413万6,000円でございます。これらは、環境センターにて販売する事業系透明ごみ袋の作製及び環境センターの施設維持管理業務委託となります。

⑰、水質分析業務委託、⑱、ダイオキシン類他各種測定分析業務委託、⑲、ごみ組成及び主灰他各種分析業務委託、期間、令和7年度、限度額の合計は651万7,000円でございます。これらは、環境センターの放流水や地下水等の水質や排ガス、ごみ組成等の分析業務となります。

次に、⑳、植栽管理業務委託、㉑、除細動パッド購入、㉒、エレベーター保守点検業務委託（本部・桜川）は、消防本部の案件であり、期間、令和7年度、限度額の合計は547万4,000円でございます。消防本部の植栽管理、救急車に登載されている除細動器で使用するパッドの購入及び本部・桜川消防署のエレベーターの保守点検業務委託となります。

債務負担行為についての説明は以上でございます。

次に、9ページをお願いいたします。歳入歳出事項別明細書、2、歳入でございます。款1項1分賦金、目3衛生費分賦金で364万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明をさせていただきます。

次に、款8項1組合債、目2衛生債で2,580万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらの詳細につきましても、歳出にてご説明させていただきます。

次に、10ページをご覧ください。3、歳出でございます。款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費で2,944万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄、職員給与関係経費（ごみ）の498万4,000円の増額につきましては、4月の人事異動に伴い環境センターの人件費に不足が生じたことによるものでございます。

次に、ごみ処理関係経費の3,443万円の減額につきましては、灰溶融炉電気設備改修工事の事業費確定に伴う減額であり、その財源内訳といたしまして地方債2,580万円の減、一般財源863万円の減となります。

なお、給与関係経費の増額分とごみ処理関係経費、一般財源の減額分を合わせた364万6,000円の減額は、歳入でご説明いたしました分賦金の減額となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第7、認定第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

○事務局長（須藤正明君） 認定第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算を監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり議会の認定に付する。令和6年10月31日提出でございます。

別冊の令和5年度主要施策の成果説明書、こちらによりご説明いたしますので、お願いいたします。それでは、3ページをお開き願います。第1表、決算報告でございます。一般会計におきましては、歳入72億4,561万4,172円に対し、歳出63億6,936万9,165円で、歳入歳出差引額8億7,624万5,007円、合計欄も同額でございます。

その下の第2表は、前年度対比表、第3表は歳入歳出決算の推移でございます。

4ページをお願いいたします。上段の表、収支状況でございます。表の中ほど、翌年度へ繰り越すべき財源ですが、継続費通次繰越額1億6,326万1,369円、これは環境センターの基幹的設備改良事業及び桜川消防署建設事業分となります。繰越明許費繰越額1,123万7,000円につきましては、消防車両購入事業で、部品の納入延期に伴い繰越しとなったもので、合わせて1億7,498万369円を翌年度へ繰越したものでございます。そして、それらの繰越額を除いた金額が実施収支額7億174万6,638円となっております。

続きまして、4ページ下段の表、歳入決算額をご覧願います。左から3列目、決算額の一番下の行、歳入決算額合計は72億4,561万4,172円となっており、予算現額に対し1億1,497万9,939円の歳入減となりました。これは、通次繰越し及び明許繰越しをした事業については、令和5年度において地方債の借入れを行っていないため、科目8、組合債の収入額が大きく減額となっていることによるものでございます。

また、収入未済額10万1,572円につきましては、環境センターの排水施設を使用している民間企業が民事再生手続を開始したことにより、令和4年度に20万2,910円が収入未済となりました。令和5年度に10万1,338円が収入されましたが、残額の10万1,572円は収入未済額となっております。

なお、個別の科目につきましては、この後ご説明させていただきたいと存じます。

続きまして、5ページをお願いいたします。(1)、分賦金でございます。ページの中ほどの表、分賦金決算一覧の表をご覧願います。決算額の合計欄55億3,992万2,000円で、予算現額と同額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。上段の表の目的別関係市分賦金決算一覧ですが、市町村別の合計額は、結城市が14億946万9,000円、筑西市が29億5,737万2,000円、桜川市が11億7,308万1,000円でとなっております。

次に、(2)、使用料及び手数料でございます。まず、手数料ですが、これは各施設の使用料と衛生手数料及び消防手数料でございます。決算額4億1,183万2,599円、予算現額に対しまして1,476万

1,599円の増となっております。利用状況につきましては、7ページ、8ページ、9ページ及び10ページの表のとおりとなっております。

続きまして、10ページ中段のやや上、手数料でございます。清掃手数料には、し尿処分手数料、それとごみ処分手数料があり、決算額は2億9,587万1,455円となりました。内訳は、し尿処分手数料で決算額1,226万6,255円、予算現額に対しまして13万4,255円の増となりました。次に、中段やや下、ごみ処分手数料は、決算額2億8,360万5,200円で、内訳は事業系ごみ手数料が2億6,027万7,000円、992万3,000円の減となっております。一方の家庭ごみ持込みによる一般ごみ処分手数料は2,332万8,200円、予算現額に対しまして140万8,200円の増となりました。

なお、し尿及び浄化槽汚泥受入れ状況は11ページ、ごみの受入れ状況につきましては12ページの表のとおりとなっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。消防手数料は、決算額375万1,200円、予算現額に対し43万800円の減となっております。これは、危険物設変更手数料などの減額が主なものとなっております。

続きまして、(3)、国庫支出金でございます。環境センターごみ処理施設の基幹的設備改良事業に1億9,466万3,000円、川島分署配備の災害対応特殊救急自動車購入に1,311万円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。表の下、(4)、県支出金でございます。県西総合公園の運営に伴う県委託金で、決算額3,400万4,000円、予算現額と同額となっております。これは、茨城県からの県西総合公園指定管理料でございます。

次に、(5)、財産収入でございます。決算額107万5,515円、予算現額に対しまして15万1,515円の増となっております。これは、環境センター西側にございます組合所有の土地に係る土地貸付収入及び更新により不要となった旧ショベルローダーの売却によるものでございます。

次に、(6)、繰越金でございます。前年度からの繰越金で、決算額5億8,367万215円、予算現額に対しまして2億3,793万9,104円の増となっております。

続きましては、(7)、諸収入でございます。預金利子及び各施設の雑収入で、決算額2億5,283万8,181円、予算現額に対しまして1億2,786万3,181円の増となっております。主な内容につきましては、14ページ下段から15ページに記載のとおりでございます。

次に、16ページをお願いいたします。(8)、組合債でございます。決算額2億1,460万円でございます。内訳につきましては、環境センターのごみ処理施設基幹的設備改良事業で1億8,650万円、消防事業で2,810万円となっております。歳入については以上でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。2、歳出決算状況でございます。まず、(1)、目的別歳出の状況でございます。歳出決算額63億6,936万9,165円で、予算現額から決算額を差し引いた9億9,122万4,946円のうち、翌年度繰越額6億6,528万1,369円を除いた3億2,594万3,577円が不用額となっております。

次に、下段、(2)、性質別歳出の状況でございます。性質別歳出決算額の構成比は、多い順から人

件費25億7,492万730円で40.4%、次に物件費が21億3,712万4,041円で33.6%、次に普通建設費が4億3,560万7,180円で6.8%となっております。詳細につきましては、17ページ及び18ページの表のとおりでございます。

続きまして、18ページ中段の3、主要施策の事業内容及びその効果でございます。まず、(1)、議会費（事務局）でございますが、決算額149万2,292円、執行率79%でございます。

次に、(2)、総務費でございます。総務費全体では決算額3億878万2,045円、執行率92%となりました。内訳といたしましては、①、総務管理費が決算額3億863万8,475円、執行率92%でございます。うち一般管理費（事務局）で決算額1億4,473万2,179円、執行率95.9%となっております。

続きまして、筑西遊湯館費（筑西遊湯館）でございます。決算額1億6,390万6,296円、執行率88.8%となっております。

続きまして、②、監査委員費（事務局）でございます。決算額14万3,570円、執行率81.1%となりました。

続きまして、(3)、土木費（県西総合公園）でございます。決算額6,250万4,863円、執行率85.9%でございます。

次に、20ページをお願いいたします。中段、(4)、衛生費でございます。衛生費全体では、決算額29億8,684万165円、執行率94.5%でございます。内訳といたしましては、①、保健衛生費（事務局）で、まず病院群輪番制事業費でございます。決算額2,806万5,270円、執行率100%でございます。本事業は、広域圏内二次病院による重症患者の休日及び夜間における受入れ体制を確保することを目的とした補助事業でございます。事業状況につきましては、21ページ上段の表のとおりでございます。

次に、②、清掃費（環境センター）でございます。清掃費全体では、決算額27億9,894万1,987円、執行率94.6%でございます。内訳といたしましては、まずし尿処理施設費で決算額1億5,323万9,076円で、執行率90%でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。上段にございますごみ処理施設費でございます。決算額19億2,787万4,946円で、執行率96.5%となっております。

次に、23ページをお願いいたします。環境センター基幹的設備改良事業でございます。決算額は7億1,782万7,965円で、執行率91%となっております。

続きまして、下段の③、火葬場費（きぬ聖苑）でございます。決算額1億5,983万2,908円、執行率90.5%となりました。

次に、24ページをお願いいたします。中段の(5)、消防費でございます。消防費全体としましては、決算額26億3,283万3,269円、執行率77.3%でございます。内訳といたしましては、まず消防総務費で、決算額26億2,608万9,419円、執行率93%となっております。

次に、25ページをお願いいたします。中段の桜川消防署庁舎建設事業ですが、決算額674万3,850円、執行率1.2%となっております。本事業は、令和3年度から令和6年度までの継続事業ですが、令和

5年度分の工事費及び委託料を令和6年度へ全額通次繰越したことから1.2%の執行率となったものでございます。

なお、25ページの下段の表は消防力の状況、ページ返していただきまして、26ページの表は教育訓練の実施状況、27ページの中段の表から28ページまでが火災状況、29ページ中段の表が令和5年度事故種別救急出場件数となっております。

次に、30ページをお願いいたします。(6)、公債費でございます。まず、全体では3億7,691万6,531円の決算額で、99.4%の執行率でございます。内訳といたしまして、元金が決算額3億5,913万961円、執行率100%、次に利子が決算額1,778万5,570円、執行率88.4%となっております。借入償還の状況につきましては、組合債年度末現在高状況調の表のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(稲川新二君) 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の審査を受けておりますので、立川博敏監査委員からご報告をお願いいたします。

〔監査委員 立川博敏君登壇〕

○監査委員(立川博敏君) ただいま議長より指名をいただきましたので、令和5年度決算審査につきまして報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付されました令和5年度の歳入歳出決算書、その他政令に定める書類について審査をいたしましたので、その結果について意見を提出するものであります。

審査の対象は一般会計歳入歳出決算であり、総収入済額が72億4,561万4,172円に対し、総支出済額が63億6,936万9,165円で、翌年度への継続費通次繰越額1億6,326万1,369円と繰越明許費繰越額1,123万7,000円を除いた実質収支は7億174万6,638円であります。

審査は、令和6年7月30日と8月1日の2日間であり、消防本部及び環境センターにおいて実施しました。審査方法は、審査に付された決算書及び証拠書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係職員から説明を聴取しながら、計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重に審査をいたしました。

審査の結果、審査に付された会計の決算書及び附属書類の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても適正かつ妥当なものと認めたところであります。なお、決算の概要につきましては、別冊の令和5年度主要施策の成果説明書のとおりであります。審査の過程に感じた点について、意見を述べたいと思います。

初めに、執行状況については、昨年に引き続きロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安基調に伴うエネルギー及び原材料価格の高騰に見舞われながらも、今まで以上の行政サービスを維持するために限られた財源で最大の事業効果が得られるように努力をされており、評価できるものです。しか

しながら、地域社会は経済活動の低迷に加え、住民の高齢化や人口減少にも直面しており、依然として構成市の財政状況は厳しい状況であることには変わりありません。また、計画的な施設の更新や延命化などの必要性は認められますが、予算の大部分が構成市の分賦金であることを改めて認識し、理解を得ながら連携して作業を進められることを望みます。

続きまして、各施設に対する意見について申し上げます。まず、事務局ですが、引き続き議会の公正性及び透明性を確保し、活発な議論が行われるよう努めてください。また職場環境の構築は職員の士気に関わるため、慎重かつ適正な人事管理を行い、職員研修などを通して職員の資質向上に努めてください。

次に、筑西遊湯館ですが、屋根の雨漏りについて現行の形で修繕をするか、または屋上にあおりを設けるなど、コスト削減を図るべきかを検討し、適正な修繕に努めてください。また、大広間の用途に関しては、飲食の提供にこだわらず、公益性を重視したスペース利用の促進を検討してください。

次に、県西総合公園ですが、駐車場に関して緑地帯を損なうことなく、南入口側などの既存の土地を有効活用してスペースの確保をしてください。また、有料施設の利用料金改定に伴い、金額が細かくなることによる硬貨の取扱い及びキャッシュレス決済時の手数料などに十分留意するように努めてください。

次に、環境センターですが、基幹的設備改良事業対象外の工事について、状況を構成市に対して正確に説明してください。また、将来に向けた財源確保については、基金の創設や補助金などの活用などを検討し、構成市と連携しながら慎重に進めてください。

次に、きぬ聖苑ですが、火葬件数が前年度より減少していますが、今後の高齢化の進展に伴い、将来的には火葬件数の増加が懸念されることから、指定管理者と情報共有を密に図り、質の高い施設運営に努めてください。

最後に、消防本部ですが、火災件数は前年度と比較すると15件増加をしており、3日に1件の割合で発生していることから、圏域住民の生命と財産を守るため、消防力の強化や火災予防対策の充実など、地域防災力の向上につながる施策に取り組んでください。桜川消防署庁舎完成後は、各分署においても仮眠室や水周りの改善などを全体の事業として速やかに進めてください。また、救急搬送体制については、今後も県や市も交えて、医療現場の声や救急搬送体制の実態を反映させた協力体制を築いていただけるように努めてください。

以上、概要ではありますが、監査委員としての意見とさせていただきます。なお、詳細は監査意見書をご参照いただきたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

3番、水柿美幸君。

〔3番 水柿美幸君登壇〕

○3番（水柿美幸君） 3番、水柿美幸でございます。概要書17ページの目的別歳出決算額、この表の中の不用額についてお尋ねします。この合計が3億2,594万3,577円、これについてはどのように扱われるのか。

また、概要書20ページから21ページについての病院輪番制度についてですが、この表の中で4つの病院の中で当番日数はそれほど、220日前後とほぼ同数であるにもかかわらず、入院数が230人から769人、外来者数が896人から1,327人とばらつきが見られますが、この違いについて、病院ごとの得意分野や特色が影響しているのかどうかお伺いします。

また、この表の中で4つの病院がありますが、例えば一番上の西部メディカルセンターと結城病院をちょっと比較させていただきますが、外来者数はほとんど1,300人台ですが、入院数が結城病院のほうが、県西病院426人に対して2倍の769人となっておりますが、この実績額が西部メディカルのほうが多いように思うので、その辺の算定基準などありましたら教えていただけますでしょうか。

あとは質問席でお伺いいたします。

○議長（稲川新二君） 水柿美幸君の1回目の質疑に答弁願います。

広瀬事務局企画財政課長。

○事務局副局長兼企画財政課長（広瀬浩孝君） 事務局副局長兼企画財政課長の広瀬でございます。よろしくお祈いします。水柿議員さんの質疑に答弁いたします。

主要施策説明書17ページの目的別歳出決算額の不用額3億2,594万3,577円の使い道ということでしたけれども、この金額に関しましては令和6年度予算のほうに繰越しとして入ってきている金額でございます。

また、あと21ページの病院群輪番制事業の状況ですが、実績額で西部メディカル病院と結城病院、外来の人数が同じような数字であるのに金額が違うという質問ですけれども、輪番制の事業の実績額の違いという質問でございますけれども、輪番制事業の補助金の算出方法ですけれども、当番病院が50%、受入れ実績割が50%となっております。受入れが多い病院は金額が多くなっております。受入れが少ない病院に対しましては金額が少ない状況となっております。こちら救急車の受入れの実績の数字と掛けて金額を算出してございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 水柿美幸君。

○3番（水柿美幸君） 今の輪番制度についてですが、救急車の受入れ数によって変わってきているということですね。ということよろしいですかね。

それから、17ページの不用額については、令和6年の繰越しに入っているということで、この不用額、翌年度繰越し……何か頭の整理がちょっとできなかったのですけれども、繰越しに入っている。すみません。今年度の繰越額に入っているということよろしいということですね。分かりました。

以上で質問を終わりにします。

○議長（稲川新二君） 4 番、森 正雄君。

〔4 番 森 正雄君登壇〕

○4 番（森 正雄君） 森 正雄です。今、水柿議員のほうから質問ありましたので、それに関連してちょっと詰めたいと思います。

今、繰越金の話が出ました。これちょっと決算書を見ると、非常に繰越金が多い状況が見てとれます。2 ページですね、1 ページですか、これは毎年毎年余った金を次年度の会計へ繰越金という形で流しているという考え方だろうというふうに思うのですが、基本的に監査委員のほうからの報告でもありましたけれども、考え方としては、いわゆる純繰越し、いわゆる繰越明許、使い道が決まった繰越し以外のものについては、決算剰余は地方財政法上 2 分の 1 以上は起債への返還、あるいは基金への積立てというのが定められているというふうに思います。監査委員さん、基金の新設なんていう話が報告の中にありましたけれども、その辺の考え方を伺います。

あとは質問席で。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の 1 回目の質疑に答弁願います。

広瀬企画財政課長。

○事務局副局長兼企画財政課長（広瀬浩孝君） ご答弁申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、地方自治法第233条の2、こちらにつきましては各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度歳入に編入しなければならないということ。ただし、条例に定めるところにより、または普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるということが地方自治法にうたわれてございます。

〔「財政法」と言う人あり〕

○事務局副局長兼企画財政課長（広瀬浩孝君） 財政法にも。

〔「財政法に細かくあるでしょう」と言う人あり〕

○事務局副局長兼企画財政課長（広瀬浩孝君） はい、細かくはあります。うちの組合で繰越金が多いといった場合に、翌年度の繰越金にももちろん編入はしてございますけれども、その残りの、残りと言ってはあれですけれども、予期しなかった事情があつて金額が多くなった場合は、その次の年の補正の財源という形で金額を持たせていただいて、地方公共団体、うちの公共団体は分賦金で成り立っておりますので、分賦金の増減で今までやってきております。その繰越金が財源となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4 番（森 正雄君） そのとおりですね。ただ、経常経費で、この筑西広域の全体の経常経費予算で大体 5、60 億あるね。その年々で事業があれば一般会計膨らみますけれども、そのくらいの予算が

經常経費で上がっていますよね。これだけのいわゆる一般会計予算を抱えた広域が、広域事務組合は
いわゆる特別地方公共団体という地方自治法の位置づけですよね。それだけの規模を持った筑西広域
事務組合が、いわゆるそういう会計のやり方でいいのかなという感じは持ちます。余ったから次の年、
余ったから次の年へ予算を繰り越していくという、そういう慣例的な、いわゆる外形的にもよくない
です。

つまりは何を言いたいかといったら、先ほど監査委員のほうからありましたけれども、基金の造成
をするべきなのではないかなというふうに思うのです。余った金はそこへ繰り入れて、基金の造成を
して、例えば先ほど課長がおっしゃった、臨時的に何か急に金を使わなくてはならないための補正、
これを一々3市にお金を手だてしてもらおうということではなくて、当然これは話はしなくてはならな
いですが、事務的には広域事務組合で一元化してそれができるような基金を設けるべきだろう
というふうに思うのですが、その辺の考え方。

○議長（稲川新二君） 広瀬企画財政課長。

○事務局副局長兼企画財政課長（広瀬浩孝君） ご答弁申し上げます。

議員さん提案の基金という形ですけれども、基金にも財政調整基金や特定の目的を持った基金がご
ざいます。財政調整基金につきましては、うちの組合としましては基金はありませんので、そういっ
た基金があれば有効的なところとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4番（森 正雄君） これは、筑西、結城、桜川のいろいろ財政部局の考え方もあると思いますの
で、こういった意見を持つ議員もいるよということはしっかり押さえておいていただいて、今後話合
いの材料にのせていただきたい、今後の。基金当然造成していなかったらおかしいですよ、これだけ
の一部事務組合が。その辺は承知をしておいていただきたい。今後、その辺は話し合っていたきたい
と思います。

以上です。

○議長（稲川新二君） ほかにございますか。

8番、平 陽子君。

〔8番 平 陽子君登壇〕

○8番（平 陽子君） 許可を得ましたので、2点ほど質問させていただきます。

一つは、成果説明書の中の12ページのごみの受入れの状況についてなのですが、先ほどの話では昨
年よりは減少しているということなのですが、全市全て。私のほうでは、できれば委託の無料のごみ
の燃えるごみのほうの件なのですが、それで今どこの市町村も人口減がされているので、ごみの量が
減っているのはそれが原因なのかどうかをちょっと1点だけお願いします。

もう一つは、同じく29ページの事故種別救急出場件数ということで、中段に急病ということで、こ

れは救急搬送される件数だと思うのですが、今度12月から軽い人、救急を要しない人たちは有料になるというようなことが県のほうで決まったことなので、この令和5年度に限ってそれに関わる有料になるような件数は何割ぐらい占めているのか、もし調べているようだったらお答え願います。

以上です。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君の1回目の質疑に答弁願います。

まず、藤田環境センター所長。

○環境センター所長（藤田英明君） 人口減によるものかということについて答弁申し上げます。

現在人口も減っておりますが、ごみの減量も起きているということが今現状でございます。それについてですが、物価の高騰、こういったことで事業系のごみが減っているというのも現状でございます。人口に対しても減少しているというのはあると、事実だと思います。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 次に、仁平消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（仁平 昇君） 平議員の質問に対して答弁いたします。

軽症患者ですけれども、令和5年度2,637件でございます。トータルで、死亡、重症、中等症、軽症合わせまして6,476件、40%となっております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君。

○8番（平 陽子君） ありがとうございました。12ページの件では、人口減とかそういうのも入っているのかなということで、これを質問しましたのは、結城市はまだ指定ごみになっていなくて、今回やはり指定ごみの袋の導入とか、そのほかにプラスチック資源循環促進法に伴う対象製品の分別収集についてということで、今月から結城市廃棄物減量等推進審議会というのが発足になりました。それで、私ちょっと議員のほうから、産業・建設委員にも属していましたので審議委員に選ばれて、昨日会議をしたところなのです。それを見ると、桜川と筑西市は確かに指定ごみ袋になっています。結城はなっていないのですけれども、1人当たりごみの量がほとんど変わらないのです。それで、大体市町村44、そちらで令和4年度の資料を、市のほうで出していただいた資料を見ますと、桜川が23番目で結城市が28番目、筑西市が29番目ということで、半分より以下になっていますね、ごみの量が多いということです。

それで、すごく少ないのが土浦市とか守谷市。指定ごみになっているところでは、守谷市は1人当たりのごみの量が3番目に低くて、つくば市も同じように6位とか、そういう同じような指定ごみをされて、結構都会ですね。都会の方というのは、生ごみって比較的出しているところが多いのですけれども、そういうのをやはりどういうのが原因でごみの量が少ないかとか、そういうのをやっぱり調査して、各市町村に情報を流してくれるといいかなと思って、ちょっと質問させていただきました。その辺りをちょっと答弁いただければと思います。

29ページの救急の場合は、4割が軽症だということで、実際はあったということなのですが、実際救急を受けた方に聞きますと、家庭で自分が軽症か、救急を呼ぶか呼ばないかと判断するのが非常に難しい案件も非常にあるということも聞きましたので、これをすんなりやるのもちょっとどうかと思ったので質問させていただきました。これは、答弁は別に結構です。

では、最初の質問だけちょっと、方向性が分かれば。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君の2回目の質疑に答弁願います。

藤田環境センター所長。

○環境センター所長（藤田英明君） 平議員の質疑に答弁いたします。

上位の順位なのですけれども、上にいるつくばみらい、ああいうところは分別が徹底しております、そういった収集によりごみが減少しております。構成市によりまして、まだプラスチック等の分別が行われていないため、ごみの量が多いと認識しております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君、いいですか。

○8番（平 陽子君） はい、大丈夫です。

○議長（稲川新二君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（稲川新二君） 次に、日程第8、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（稲川新二君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 零時26分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年10月31日

議 長 稲 川 新 二 ⑩

署 名 議 員 平 陽 子 ⑩

署 名 議 員 林 悦 子 ⑩